平成２４年（フ）第６５０５号
大阪府豊中市庄内西町４丁目９番26―601号
債務者　村瀬　孝代（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５０７号
大阪市東淀川区淡路２丁目５番８号　シャトータケウチ202号
債務者　中嶋　　淳
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３０号
栃木県小山市大字喜沢23番地１
債務者　白井　勝美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５１００号
東京都品川区南品川４丁目１－９―304
債務者　柚木崎臣哉
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１０１号
東京都町田市鶴間1656―３　ニチガス寮
債務者　森下　一幸
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２２４号
東京都渋谷区西原２丁目32―５―102
債務者　吉澤　綾花
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２３６号
東京都町田市成瀬が丘１丁目15―２　サンホワイトＥ101―22
債務者　亀甲　　裕
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２３７号
東京都町田市成瀬が丘１丁目15―２　サンホワイトＥ101―22
債務者　亀甲友希恵
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５２８３号
東京都大田区南久が原２丁目９―５　遠藤方201
債務者　山本　昌平
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２１２号
東京都稲城市百村1622番地の６サンパティオ１―Ａ
債務者　井上　秀雄
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８８号
静岡県藤枝市岡部町子持坂327番地
債務者　金子　喜昭
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７号
静岡県賀茂郡松崎町南郷208番地の５
破産者　土屋　　忍
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第６９号
福岡県久留米市野中町294番地３
破産者　高新こと　高嶋　節孝
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２８号
栃木県栃木市大平町西野田475番地５　ウィングフィールド西野田Ｆ棟、従前の住所栃木県栃木市大平町富田５番地40
破産者　落合　伸子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第４６５号
奈良県生駒市鹿ノ台北１丁目17番地13
破産者　多田　國作
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所